平成２４年（フ）第１１５７号
大阪府柏原市玉手町24番８号
破産者　株式会社あじさい家
１　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
２　一般調査期日　平成25年５月13日午後２時30分
平成25年２月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
岡山市東区瀬戸町寺地572番地９
破産者　吉留　史朗
１　破産債権の届出期間　平成25年４月16日まで
２　一般調査期日　平成25年６月６日午前10時30分
平成25年２月15日
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２３年（フ）第１７３００号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地
破産者　株式会社安愚楽牧場
１　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
２　一般調査期間　平成25年６月３日から平成25年６月21日まで
平成25年２月15日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成１８年（フ）第２３４３号
大阪府岸和田市別所町３丁目９番25号
破産者　ツーリスト愛株式会社
１　期日　平成25年３月19日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第２３４４号
大阪府岸和田市別所町３丁目９番25号
破産者　ネクスト愛株式会社
１　期日　平成25年３月19日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第２３４５号
大阪府岸和田市別所町３丁目９番25号
破産者　夢工房愛株式会社
１　期日　平成25年３月19日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第２３４６号
大阪府岸和田市別所町３丁目９番25号
破産者　シーエスアイネットサービス株式会社
１　期日　平成25年３月19日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第３２３７号
大阪市中央区難波２丁目３番11号　難波八千代ビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区難波２丁目４番12号
破産者　有限会社クリエイト・キューブ
１　期日　平成25年３月19日午前10時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第４８号
石川県輪島市町野町東大野久保田67番地１
破産者　池田　周三
異議申述期間　平成25年４月９日まで
平成25年２月15日　金沢地方裁判所輪島支部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１０７号
東京都品川区勝島１丁目４番11号
再生債務者　株式会社ファクト
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年２月12日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
神奈川県鎌倉市上町屋524―３
再生債務者　株式会社ビバリーライフ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア西館３階　多摩川法律事務所
弁護士　増田　　尚
平成25年２月14日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
札幌市豊平区西岡二条５丁目３番８号
再生債務者　株式会社ティー・エム・ティー・シー
代表者代表取締役　竹内　義男
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月６日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月11日から平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第５号
東京都杉並区西荻北１丁目５番11号
再生債務者　株式会社モミジ
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月22日から平成25年４月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第９０号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
再生債務者　中央化工機商事株式会社
１　投票期間　平成25年４月１日まで及び平成25年４月９日午前10時債権者集会期日
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月９日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成25年２月12日
東京地方裁判所民事第20部

監督委員変更

平成２２年（再）第２号
北海道標津郡中標津町字当幌1323番地４
再生債務者　中畑建設株式会社
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件について、既に選任された監督委員を、笠井真一から次の者に変更する。
３　監督委員　釧路市宮本１丁目３番11号　弁護士法人笠井・伊藤法律事務所　弁護士　伊藤明日佳
釧路地方裁判所民事部

平成２１年（再）第３号
北海道標津郡中標津町北中１番地29
再生債務者　株式会社豊明神馬建設工業
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件について、既に選任された監督委員を、笠井真一から次の者に変更する。
３　監督委員　釧路市宮本１丁目３番11号　弁護士法人笠井・伊藤法律事務所　弁護士　伊藤明日佳
釧路地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第３号
栃木県宇都宮市川田町1000番地１
再生債務者　株式会社カワダ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生計画が遂行されたので、民事再生法188条２項により、主文のとおり決定する。
平成25年２月14日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２０年（再）第２号
宮崎県都城市都北町5025番地
再生債務者　南榮工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年２月８日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１０７号
東京都品川区勝島１丁目４番11号
再生債務者　株式会社ファクト
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区有楽町１丁目７番１号　有楽町電気ビルヂング北館５階512区～514区　武藤綜合法律事務所　弁護士　渡邊　淳子
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年２月12日
東京地方裁判所民事第20部